## 玉名市こども計画等策定支援業務仕様書

## 1 業務の概要

# (1)業務名

玉名市こども計画等策定支援業務

### (2)目的

本業務は、「第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする次期計画の策定支援を行うとともに、令和5年4月1日施行された「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」等の策定の支援を行うことを目的とする。

## (3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

# (4) 計画策定に当たっての留意点

子ども基本法第10条に基づいて策定する「玉名市こども計画」(以下「こども計画」という。) は次の①から⑤を内包する計画として策定するものである。

ただし、①④⑤については、③にあたる「第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画」 に内包して策定しているため、今回策定する「こども計画」は、「第2期玉名市子ども・子 育て支援事業計画」の次期計画(①③④⑤)と、②を内包して策定する。

また、計画の策定に当たっては国が定める「こども大綱」を勘案するとともに、国や熊本県の動向、本市の関連計画等にも十分留意すること。

①市町村計画

(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)

②市町村子ども・若者計画

(子ども・若者育成支援推進法第9条)

③市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)

(次世代育成支援対策推進法第8条)

④市町村行動計画 ⑤自立促進計画

(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

# 2 委託業務内容

(1) ニーズ調査、「子どもの生活実態調査」の分析及び報告書作成

### ①ニーズ調査の分析

別途「第3期玉名市子ども・子育て支援事業計画等策定に係る調査業務委託」でニーズ調査の実施・集計を依頼していることから、この集計結果をもとに分析を行う。

# ②「子どもの生活実態調査」の分析

令和5年度熊本県で実施された「子どもの生活実態調査」の市町村ごと集計データの

提供を受ける予定であることから、このデータの分析等を行う。

ア.「子どもの生活実態調査」令和5年8月熊本県で実施。

調査対象・・・公立小学5年生及び公立中学2年生の子どもと保護者

調査項目・・・子ども版:全49問 大人版:全58問

イ. サンプル数は前回の調査結果と同程度を想定。

玉名市のサンプル数(前回の平成29年度熊本県調査から)

公立小学5年生の子どもと保護者 各579人

公立中学2年生の子どもと保護者 各527人

回答(全体) 子ども:844人 大人:843人

# ③報告書の作成

ニーズ調査及び「子どもの生活実態調査」の調査結果の集計・分析結果を報告書と して作成する。

## (2) 需要量の推計、目標量の設定

推計人口値、過去の利用実績及びニーズ調査を基に、教育、保育及び地域子ども・子育 て支援事業における量の見込みを算出し、課題の抽出と併せて目標値を算出する。

# (3) こども等の意見聴取についての提案及び支援

計画策定に伴いこども等の意見を反映させるため、意見聴取等の実施方法について専門 的見地から提案し実施すること。また本市がこどもの意見聴取等を実施する場合は支援す ること。

### (4) こども計画骨子案及び素案の作成

令和5年12月閣議決定された「こども大綱」を勘案するとともに、国や県などの動向に注視し、「こども計画」の計画骨子案及び素案を作成すること。

### (5) 各種会議の運営支援

玉名市子ども・子育て会議及び庁内関係各課による調整会議の開催に当たって、資料作成、会議録の作成等の支援を行う。(玉名市子ども・子育て会議は5回程度実施予定)

#### (6) パブリックコメントの実施支援

「こども計画」の骨子案に対して実施するパブリックコメントについて、意見の整理等 の支援を行うこと

# (7) 計画書及び概要版の作成

## 3 成果品

- ○ニーズ調査及び子どもの生活実態調査結果報告書
  - 製本 5部
  - ・電子データ (Word等及びPDF)
- ○こども計画書
  - 電子データ (Word等及びPDF、A4両面 カラー 100ページ程度)
- ○こども計画概要版
  - ・電子データ (Word等及びPDF、A4両面 カラー 8ページ程度)

電子データは、全てCD-R等の光ディスクに格納し、格納した内容がわかるように盤面とケースにラベルを貼り、2部納品すること。

### 4 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては綿密な協議及び連絡を行いながら進めるものとし、適宜本市 において打合せ等を実施すること。また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに 連絡が取れる体制を確立すること。
- (2) 本業務に係る印刷物及び電子媒体の著作権は玉名市に帰属する。
- (3)受託者は、個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57 号)、その他関係法令等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (4) 受託者は、本業務の実施時において知り得た情報の取扱いに十分留意し、他に漏洩等が 行われないようにすること。
- (5) 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (6) 仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、本市と協議のうえ決定するものとする。